

県北広域振興局長告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年3月22日

県北広域振興局長 高橋 進

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0311300180	ヘルパーステーション「ひまわり」	二戸市福岡字城ノ外16番地	特定非営利活動法人三の丸 ひまわり	令和3年12月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0311300180	ヘルパーステーション「ひまわり」	二戸市福岡字城ノ外16番地	特定非営利活動法人三の丸 ひまわり	令和3年12月1日

3 同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0311300180	ヘルパーステーション「ひまわり」	二戸市福岡字城ノ外16番地	特定非営利活動法人三の丸 ひまわり	令和3年12月1日

4 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0311300180	ヘルパーステーション「ひまわり」	二戸市福岡字城ノ外16番地	特定非営利活動法人三の丸 ひまわり	令和3年12月1日